

松子保第62号
令和2年4月20日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

登園自粛要請期間の保育の提供について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和2年4月7日の緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、市内保育施設の登園自粛要請をお願いしているところでございます。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、接触機会の低減に徹底的に取り組むことが求められており、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされておりますが、現在の保育施設の登園率は、3割程度となっております。保育施設では、感染症対策としてこまめな換気や消毒を行っておりますが、乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、3つの密（密閉、密集、密接）が揃う場となっているので、家庭での保育により、更に規模を縮小する必要があります。

つきましては、保育施設の利用においては、さらなる登園自粛の要請をいたしますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 保育の利用について

保育の利用は、以下の保育の提供を必要とする方（家庭）を対象といたします。

令和2年4月21日（火）から保育の提供を受ける場合は、「保育利用申込書」を提出してください。

- (1) 医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者

※上記の方においても、家族等において家庭保育が可能な方は、登園自粛をお願いします。

- (2) その他家庭での保育が特に困難である場合

※自宅待機の方は、家庭保育の実施をお願いします。

※在宅勤務の方においては、標記趣旨をふまえて、保育の利用について各保育施設にご相談下さい。（利用時間の短縮、利用日数の減少等をお願いします。）

- 2 対象期間 本市が登園の自粛要請をする期間まで
※現時点では、令和2年5月6日までの保育の利用
- 3 提出先 現在利用している保育施設
- 4 提出期限 令和2年4月21日（火）
※上記期日までに登園自粛をしていた場合は、その後登園した初めての
日まで。
- 5 保護者の勤務先事業者の方に対する登園自粛の周知について

本市では、保育施設の登園自粛の要請に基づき、本市の保護者が勤務先において、登園の自粛要請に伴う在宅勤務や自宅待機に関して配慮がなされるよう、勤務先の事業者に対して通知を発出しております。当該自粛要請に伴う勤務先での配慮の理解が広まるよう、保護者の勤務先事業者の方に対して、必要がございましたら、本市から当該自粛要請の趣旨をご説明いたしますので、ご相談下さい。

問い合わせ
松戸市子ども部保育課
TEL047-366-7351